

第 37 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 7 月 10 日

第37回農業委員会（総会）

令和5年7月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- | | | |
|-----|--|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 第 2 | 報告第18号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告） | … 2件 |
| 第 3 | 報告第19号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告） | … 2件 |
| 第 4 | 議 第20号
農地変更届出について（報告） | … 1件 |
| 第 5 | 議 第30号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 6件 |
| 第 6 | 議 第31号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 3件 |
| 第 7 | 議 第32号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 3件 |

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
1 0 番	中島 紀昭	1 1 番	小川 雅嗣	1 2 番	横江 吉美
1 3 番	中村 好明	1 4 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	9 番	杉江 日出男
1 0 番	葛原 孝博				

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第37回農業委員会総会を開催いたします。感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。会議の主催者として、任意で、マスクの着用をお願いします。また、委員会室への再入室にあたっては、アルコール消毒について、併せてお願いします。

 なお、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。出席委員は14名中14名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

 本日は傍聴の方はおられません。

 なお、議案説明については、個人情報との関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 それでは、農業委員会憲章の唱和を、お願いします。

 (農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会長 みなさまご苦勞様でございます。第37回総会ということで、みなさま大変お忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。

 本日で24期委員としての総会は最後となり、任期もあと残り数日をもって終了となります。本日は総会に続きまして、その後退任式、懇親会が予定されておりますので、みなさまご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 ただいまから、第37回草津市農業委員会総会を開会します。

 本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これをご了承願います。

会長 それでは、これより日程に入ります。日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番 山元泰宏委員、議席番号13番 中村好明委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2報告第18号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第18号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は追分五丁目に住所を有する届出人が自己住宅建築を目的として、届出人が所有する追分五丁目地先の地目畑、現況雑種地1筆171㎡を転用されようとするものです。

届出地は、昭和35年頃より、申請人の父親が住宅敷地の一部として使用されており今般、建て替えにあたり、農地転用が未了であったため、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号2番は、東草津一丁目に住所を有する届出人が、共同住宅の建設を目的として、届出人が所有する東草津一丁目地先の地目畑、現況雑種地2筆計267㎡を転用されようとするものです。

届出地は、一部農機具小屋が建設されており、農機具の通行のため砂利を敷き詰めていることから、顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

隣接地は宅地・道路・堤であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番ともに6月9日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第18号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事

項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番は、木川町に住所を有する譲受人が露天貸駐車場として、譲渡人が所有する木川町地先の畑2筆計151㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北西側の道路高に合わせるよう、最大40cm程度の盛土を行われます。

届出地は、敷地一円を既設のコンクリートブロックで囲まれていることから、新たな土留工はなされません。

雨水排水は、北側に向けて勾配をとり、北側の水路へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、大津市に住所を有する譲受人が住宅用地として、譲渡人が所有する、畑1筆225㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、畑地であり、造成工事等は特になく、地ならし程度となります。

届出地の周囲は、既設のコンクリートブロックで囲まれていることから、新たな土留工はなされません。

雨水排水については、申請地北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地・雑種地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は6月15日付、番号2番は6月20日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第19号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第20号「農地変更届出について」番号1番を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第20号農地変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。今月の届出は、1件です。
議案書は、4ページから5ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する矢橋町地先の田19筆計15,290㎡について変更届を提出されました。

申請地は、10cm程度の盛土が行われます。

畑へと変更された後は、約60m×10mのイチゴのハウス15棟、35m×6mのハウスを6棟設置し、イチゴを栽培される予定です。

以上1件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号1番は6月15日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第20号を終わります。

会長 次に、日程第5議第30号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第30号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。
今月の申請は、6件です。議案書は、6ページから7ページです。

番号1番は、馬場町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、馬場町地

先の田4筆計1,685㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、譲渡人の前の後見人が耕作されておりましたが、今般、後見人が変わり、遠方であることから、譲渡人のいところである譲受人が売買で取得されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号2番と番号3番は農地の交換にかかる案件であるため、併せて説明させていただきます。

番号2番は川原二丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原町地先の田1筆981㎡を交換にて取得されようとするものです。

番号3番は、川原一丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原町地先の田1筆1,061㎡を交換にて取得されようとするものです。

両申請は、交換することにより、田続きになるなど双方営農条件がよくなることから、合意に至り、申請をなされました。

栽培計画については、番号2番、3番ともに水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、番号2番、3番ともに、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号4番は、川原二丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原

町地先の田1筆計1,197㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、譲渡人と譲受人を含む4人が共有されております。

遠方に居住している譲渡人が、今後も耕作予定がないことから、譲受人と話し合った結果、持ち分を売買にて移転されることになりました。

栽培計画については、引き続き水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号5番は、川原二丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、川原二丁目地先の地目田、現況畑1筆89㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、譲受人の住宅に隣接しており、かねてより、手続きを取らず、譲受人が借り受けて耕作されてきました。

今般、農地法の改正で5反要件が撤廃されたことから、正式に売買で取得されることになりました。

栽培計画については、トマトを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号6番は芦浦町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、芦浦町地先の畑1筆214㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、仕事の関係から、畑の手入れが難しく、新規で農業を行いたい

と考えていた、譲受人との思惑が一致し、売買にて所有権移転されることになりました。

譲受人の親は、7反ほど経営しており、同じ町内に住んでいることから耕作面についても心配はございません。

栽培計画については、トマト、ナス等を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請6件につきまして、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 5月21日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、現在田の状態ですが、遠方にお住まいのため耕作はされておられません。近くの方がご自分で耕作されるということで売買が成立したということがございます。周囲は田でありますので問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番から5番までの案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします

8番 2番と3番の案件につきましては、6月19日に8番推進委員さんと現地確認に行っていました。事務局からの説明のとおりでございます。作業効率等を考えますと交換した方がよいということでもあります。

4番、5番につきましても事務局からの説明のとおりでございます。すべて何の問題もないと考えます。よろしく願いいたします。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号10番委員お願いします。

6番 10番推進委員さんと現地確認を行いました。何の問題もないと考えます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。
ただいま議題となっております議第30号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第30号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から6番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第31号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第31号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。
この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。
今月の申請は、3件です。議案書は、8ページです。

番号1番から3番は関連する案件であるため併せて説明いたします。

番号1番から3番は、貸露天駐車場として、山寺町に住所を有する申請人3名が各々所有する山寺町地先の田4筆計953㎡を転用されようとするものです。

申請地は、山寺町会館に隣接しており、会館に駐車場がないことから、申請地を駐車場として転用されることになりました。

申請地は、最大で20cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる箇所は無いため土留め工はなされません。

雨水排水については、敷地勾配をつけ、申請地南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・田であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、近隣で開発事業を行っている事業者が無償で土を搬入すると申し出があったことから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、3件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

会長 番号1番から3番までの案件につきましては、議席番号1番委員お願いします。

1番 6月17日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。特に問題はないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方

は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第31号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第31号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第32号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第32号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。議案書は、9ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、新浜町に住所を有する譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する矢橋町地先の田1筆323㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、市内で造園業を営んでおり、新浜町に住宅及び作業拠点が存するため、資材置場の適地と判断し、土地の売買交渉を行ってきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、南側道路高に合わせるよう、最大20cm程度の盛土を行われます。

申請地は、周囲より低い土地となることから、土留め工はなされません。
雨水排水については、基本浸透式とされます。

隣接地は、道路、地目田、現況墓地、墓地、ため池であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番について説明いたします。

番号2番は、大阪府枚方市で建設業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する川原町地先の田1筆2,289㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、滋賀県内での事業拡大を目指しておられ、県内でも住宅開発、住宅建築の多い、本市での事業拠点を探しておられ、申請地を適地とし、売買交渉行ってきたところ、話がまとまったため、本申請をなされました。

申請地は、西側道路高に合わせ最大40cm程度の盛土を行われます。

高低差が生じる箇所はのり面処理を行われます。

雨水排水については、北西側に向けて敷地勾配をつけ、新設する敷地内水路を通じて西側道路側溝に放流されます。

隣接地は、田・水路・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番について説明いたします。

番号3番は、下笠町で農業法人として営農している借受人が露天駐車場（一時転用）として（3ヶ月）、貸渡人の所有する下笠町地先の畑1筆800㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

申請人は、隣接地で青花を栽培されており、夏の収穫のシーズンは青花摘みの催しもされており、その駐車場として、本申請をなされました。

申請地は、畑地であり、盛土工等はなく地ならし程度になります。

雨水排水については、基本浸透式とされます。

隣接地は、道路・畑であり、畑の所有者から隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の青地であります。一時転用であり、当該申請地以外に適地がないことから、許可することはやむを得ないと判断されます。

一般基準については、申請人が所有する機械で地ならしされることから、問題なく事業の目的が果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、一時転用後は、耕土を盛土したうえで畑に復旧し、青花、ほうれん草を作付けされる予定です。

以上3件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 5月29日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。北側が墓地、東側が道路、南側が農道となっておりまして周辺は何の問題もございません。事務局からの説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番と3番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 2番の案件につきましては、6月12日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。3番の案件につきましては、6月19日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。2番3番共に事務局からの説明のあったとおりであります。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第32号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第32号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時25分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年7月10日

会 長 中野 隆史 _____

署名委員 山元 泰宏 _____

署名委員 中村 好明 _____